

いせはらシティプロモーションロゴマーク使用ガイドライン

伊勢原市では、市民、関係機関、行政が一体となって、シティプロモーションを進めるために、市民投票によって、まちの魅力を表すロゴマークを決定しました。

「いせはら」の魅力や楽しさを伝えられるのは、市民や関係機関、応援してくれる「いせはらファン」の皆さんです。「みんなの力」が原動力となって、伊勢原の魅力を市内外に届け、多くの人から“選ばれるまち”になる。伊勢原市では、そのようなシティプロモーションを目指しています。

ロゴマークを広く活用いただくために、使用にあたってのガイドラインをまとめました。

1. ロゴマークのデザイン及びコンセプト

「いせはらシティプロモーション ロゴマークデザインマニュアル」に記載

2. 権利の帰属

ロゴマークの権利は、伊勢原市に帰属します。

3. 使用の原則

ロゴマークは、市民のまちへの愛着や誇りを高めるとともに、伊勢原のイメージや認知度を高めることを目的に使用することができます。皆さんのアイデアで、様々な場面でご活用ください。

なお、使用前には、「いせはらシティプロモーションロゴマーク使用届」を伊勢原市役所担当へ提出してください。

4. 使用目的

どなたでも自由に無料で使用できますが、次に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用できません。

- ① 伊勢原市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- ② 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- ③ 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
- ④ 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
- ⑤ 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれがある場合
- ⑥ その他市長が適切でないと認めた場合

5. 使用条件

- ① ロゴマークの色は原色カラーでの使用を基本としますが、印刷方法によりモノクロで使用することもできます。
- ② ロゴマークの独自性を損なったり、誤った印象を与えたりしないよう、ロゴマークを改変するような使い方は避けてください。

[禁止例]

- ・ 変形する（斜体、長体、平体など）
 - ・ 書体の色を変更したり異なる書体を使用する
 - ・ 回転する
 - ・ ぼかし等の縁取りをする
 - ・ アウトライン表現（輪郭のみ）をする
 - ・ 識別しにくい背景で表示する
 - ・ ロゴマークの一部だけを使用する
- ③ その他使用条件など詳細については、「いせはらシティプロモーションロゴマークデザインマニュアル」を確認の上、適切にロゴマークを使用してください。

6. その他注意事項

- ① ロゴマークの使用によって生じる問題について、伊勢原市は一切関知しません。
- ② ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処置を行ってください。

担 当 伊勢原市企画部広報戦略課